

地域や学校における体験活動、文化芸術活動

少子化の進展、地域社会の教育力の低下や家庭環境の多様化に伴う家庭教育の困難さなどの様々な問題が指摘される中、特に、子供たちの精神的な自立の遅れや社会性の不足が顕著になっていることから、次世代を担う子供たちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付け、豊かな人間性を育むことができるよう、発達の段階などに応じた様々な体験活動の機会を充実させることが求められている。

・地域における体験活動の推進

文部科学省では、放課後等に、学校の余裕教室等を活用して、全ての子供を対象として、安心・安全な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子供教室などの地域学校協働活動を推進している。

また、次代を担う青少年の育成を図るため、家庭や企業などへ体験活動に対する理解を求めていくための普及啓発を推進するとともに、青少年の体験活動の推進に関する調査や「青少年の体験活動推進企業表彰」を開催して企業が社会貢献活動の一環として行う青少年の体験活動の表彰と実践事例の普及等に取り組んでいる。加えて、青少年が自己肯定感を育むために有効な体験活動について、地方自治体等と連携し効果的な実施モデルの検証を行っている。さらに、独立行政法人国立青少年教育振興機構において、全国28か所にある国立青少年教育施設における青少年の体験活動の機会と場の提供や指導者の養成、民間団体が実施する体験活動等に対する「子どもゆめ基金事業」による助成などを通して、青少年の体験活動を推進している。

・学校における体験活動の推進

学校教育において児童生徒の健全育成を目的として、自然体験や農山漁村体験などの様々な体験活動が行われており、それらの取

組を支援している。

・文化芸術活動

子供たちが本物の実演芸術や伝統文化、生活文化等に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することにより、豊かな感性と創造性を育むとともに、我が国の文化を継承、発展させる環境の充実を図るため、子供たちが、小学校・中学校等において、文化芸術団体や芸術家による実演芸術公演を鑑賞し、ワークショップ等を体験することを通じて、子供たちの豊かな感性や発想力を育む取組を推進している。そのほか、「全国高等学校総合文化祭」を、2019年度は7月27日から8月1日まで佐賀県で開催した。

自然とのふれあい

優れた自然の風景地である国立公園等において、子供たちに自然や環境の大切さを学んでもらえるよう、自然保護官（レンジャー）やパークボランティアの指導・協力の下、自然体験や自然環境の保全活動などを行う機会を提供している。また、日本全国の国立公園等のライブ画像を配信する「インターネット自然研究所」や「自然大好きクラブ」などのウェブサイトにより、様々な自然とのふれあいの場や自然体験イベント等に関する情報を幅広く提供している。

農林漁業体験や都市と農山漁村との交流体験

子供の農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を通じ、都市農村交流の取組を推進している。また、国有林野では、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」として設定（2019年4月1日現在、727か所）し、広く国民へ提供するなどの取組を行っている。また、この中でも特に優れた景観を有するなど、地域の観光資源として潜在能力の高い箇所を「日本美しの森にっぽんうつくお薦め国有林」として選定（93か所）し、

ホームページ¹等で各地域の特徴や体験できるアクティビティの紹介等を随時行っている。(第2-2-6図)

子供の遊び場の確保 (公園、水辺、森林)

子供が身近な自然に安心してふれることができ、安全で自由に遊べる場所を地域に確保することは、子供の健全な育成のために重要である。子供の遊び場としての役割が求められる都市公園については、各種運動施設や遊戯施設等を有し、手軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる公園などの整備を推進している。

また、地方公共団体が下水再生水の活用等により、親水性のある水辺空間の整備を行う際、「社会資本整備総合交付金」等による財政支援を実施している。河川空間については、身近な水辺等における環境学習・自然体験活動を推進するため市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となった取組体制の整備とともに、水辺の安全利用のための情報提供や学習プログラムの紹介など、水辺での

活動を総合的に支援する仕組みを構築し、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等(水辺の楽校プロジェクト：2019年度末288か所登録)をはじめとする「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」(2019年度末305か所登録)を実施している。

(地域の安全の向上)

災害時の乳幼児等の支援

地方公共団体において、「総合防災訓練大綱」に基づき、乳幼児、妊産婦等を含む要配慮者の参加を得ながら防災訓練を実施している。また、2013年6月の「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)改正において避難所における生活環境の整備等に関する努力義務規定が設けられ、その取組を進める上で参考となるよう主に市町村向けに避難所運営に当たって被災した乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援に関して留意すべき点等も盛り込んだ「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を内閣府が策定・公表し、その内容の周知に努めている。

第2-2-6図

「レクリエーションの森」の
ロゴマーク



資料：林野庁資料

子供の事故防止

子供の死因の上位を占めている不慮の事故を防止するため、消費者庁では「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進している。2016年度には、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を設置²し、2017年度より、関係府省庁が連携して集中的な広報活動を実施する「子どもの事故防止週間」を定めている。

また、保護者などに向けた注意喚起を行うとともに、2010年9月から、子供の不慮の

1 https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/index.html



2 10府省庁(内閣府、警察庁、消費者庁、総務省消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁)で組織。

事故を防ぐための注意点や豆知識などを、メール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」として、毎週1回配信している。さらに、2017年4月から、「消費者庁 子どもを事故から守る！公式ツイッター」を開設し、事故防止のための情報発信を行っている。

そのほか、各地で開催される子供関連イベントに積極的に参加するなど、子供の事故防止に関する啓発活動を行っている。

・遊び場の安全対策の推進

都市公園における遊具については、安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を2014年6月に改訂し、各施設管理者への周知徹底を図っている。また、「社会資本整備総合交付金」等により、子供の遊び場となる都市公園における公園施設の改築等の安全・安心対策に対する支援を実施している。

・建築物等の安全対策の推進

建築物や昇降機等における子供の事故を防止し安全を守るためには、建築物等に要求される性能水準を維持し、常時適法な状態に保つことが必要である。このため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等について、建築物等の所有者等による維持保全計画の作成、定期報告制度等を通じ、適切な維持保全及び必要な改修を促進している。

また、類似の事故防止のため、ホームページにより事故情報の提供を行うとともに、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会及び同審議会昇降機等事故調査部会において、建築物等に係る事故情報について継続的に分析・検討を行い、建築物等の事故防止を図っている。

幼稚園・保育所等における事故の発生・再発防止

2015年6月から「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」¹の運用を開始した。同年12月21日の「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終取りまとめ」を踏まえ、2016年4月25日に「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を開催し、特定教育・保育施設等における事故情報データベースの改善や、事故に関する注意喚起を行う等、重大事故の再発防止に係る取組を進めている。

また、2016年3月31日付で公表された「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」について、改めて周知啓発資料等により周知徹底を行うとともに、各種会議、研修会等により地方公共団体、施設・事業者等に対し、特にうつぶせ寝に関する注意の周知徹底を図る等、安心かつ安全な保育を実施するよう事故防止の取組を推進している。

交通安全教育等の推進

家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、幼児や小・中・高校生に対し、正しい横断の仕方など安全に道路を通行するために必要な技能や知識を習得させるため、子供の発達段階や通行の態様に応じた交通安全教育を推進している。

また、保護者を対象とした交通安全講習会等を開催し、チャイルドシートの正しい使用の徹底や、幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及、児童又は幼児が自転車に乗車する際のヘルメットの着用及び幼児を自転車に乗せる場合におけるシートベルトの着用促進などを行っている。

学校においては交通安全に関し、学習指導要領等に基づき、体育科・保健体育科や特別活動はもとより、各教科等の特質に応じ、教

1 <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html#database>

育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努めている。

犯罪等の被害の防止

警察においては、「登下校防犯プラン」(2018年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえ、登下校時間帯等における警察官による警戒・パトロールの重点的な実施を図るとともに、スクールサポーターや防犯ボランティア等の関係団体と連携した見守り活動を推進しているほか、「子ども110番の家・車」等への支援、不審者情報等の迅速かつ確実な共有及び提供、学校等と連携した被害防止教育等を推進している。

また、都道府県警察の本部に設置された「子供女性安全対策班」の活動を始めとする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・指導警告等の措置を講ずる活動を推進しているほか、子供を対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し、出所した者について、法務省から情報提供を受け、対象者を訪問して所在確認を行い、必要があれば同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた活動を推進している。

文部科学省においては、「登下校防犯プラン」を踏まえ、教育委員会・学校・警察・道路管理者・自治体・地域住民等が連携して防犯の観点から通学路の緊急合同点検の実施を依頼するとともに、通学路等で子供たちを見守る体制を強化するため、スクールガード・リーダーの配置やスクールガードの養成、見守り活動の支援など、学校安全ボランティア等を効果的に活用する仕組みを整備することにより、地域社会全体で、子供の安全を見守る体制の充実を図るなど、登下校時における安全確保対策の強化を推進している。

また、学校における防犯教室の講師となる教職員を対象とした都道府県等教育委員会が実施する講習会への支援など、子供が犯罪被害に遭わないための取組を推進している。

・インターネットに係る有害環境から子供を守るための取組の推進

インターネットに起因する子供の犯罪被害等を防止するため、関係機関・団体等と連携し、携帯電話事業者に対する保護者へのフィルタリング等の説明強化に関する要請のほか、入学説明会等の機会を捉えた保護者に対する啓発活動や子供に対する情報モラル教育等の取組を推進している。また、文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの普及啓発資料の作成・配布等を実施している。

特に、SNSの利用に起因する犯罪から子供を守るため、警察庁及び関係省庁では、上記の取組のほか、SNS事業者が参加する「青少年ネット利用環境整備協議会」(2017年7月発足)の活動支援をするなどしている。

・若年層に対する性的な暴力の防止

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力については、2017年5月、関係府省対策会議において策定した「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づき、関係府省による連携の下、更なる実態把握、取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化などの取組を推進している。また、前記「今後の対策」において、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、必要な取組を集中的に実施している。

・「安全安心まちづくり」の推進

警察においては、関係省庁・関係団体等と連携し、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい公園、道路、駐輪場等の公共施設等の整備・管理の普及を促進し、併せて、住宅についても防犯に配慮した住宅や防犯性能の高い建物部品の開発・普及を促進するなど犯罪防止に

配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい「安全安心まちづくり」を推進している。また、子供に対する犯罪の発生が懸念される学校周辺、通学路、公園、地下道、空き家等における危険箇所の把握・改善等の取組を支援するとともに、防犯灯や防犯カメラの整備を促進するなど、子供が犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進している。

子供の健康に影響を与える環境要因の解明

環境省では、環境中の化学物質等が子供の健康に与える影響を解明するため、2010年度から、「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を行っている。同調査は、全国の10万組の親子の協力を得て、血液や尿、母乳などの分析を行うとともに、生まれてきた子供の健康状態を13歳に達するまで追跡する大規模な疫学調査である。

同調査を実施することで、子供の発育や発達に影響を与える化学物質等の環境要因が明らかになることから、子供特有のばく露や子供の脆弱性を考慮した適正な環境リスク評価・リスク管理を行うことが可能となる。さらには、安全・安心な子育て環境の実現・少子化対策にも資するものである。

同調査は、調査開始から2014年3月までの3年間で約10万人の妊婦の参加登録を終え、その後は妊婦から生まれた子供の追跡調査（質問票調査）を継続して実施している。また、2014年度からは、詳細調査（全国調査10万人の中から抽出された5千人程度を対象として実施する調査）を開始し、環境試料採取、医師による健康調査、精神発達調査及び生体試料採取を継続して実施している。

2020年1月時点で、同調査の全国データを用いた学術論文が95本掲載され、今後さらなる調査成果の増加が見込まれる。2019年度からは、これらの調査成果をわかりやすく国民に伝え、化学物質のリスクについて向き合うことが可能な機会を広げるための取組として、「地域の子育て世代との対話事業」を実施している。

（ひとり親家庭支援）

ひとり親家庭への支援の推進

ひとり親家庭等に対する支援については、2015年12月21日に決定された「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」に基づき、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を推進するとともに、こうした支援が必要なひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備し、この窓口の認知度を高めるため愛称・ロゴマークを活用するなどして周知に取り組んでいる。

子育て・生活支援

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）において、保育所等の利用調整を行う際のひとり親家庭の子供に対する特別な配慮を地方公共団体に義務付けている。

また、未就学児のいる家庭が就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合などに定期的に家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣等を行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」や、ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会、ひとり親家庭の子供の生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくり、ひとり親家庭が集い、交流や情報交換を行う場所の提供等を行う「ひとり親家庭等生活向上事業」を実施している。さらに、ひとり親家庭等に対して、地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施している。

なお、「子育て援助活動支援事業」（ファミリー・サポート・センター事業）においては、ひとり親家庭等の利用支援を行う地方公共団体に対して補助を実施している。

就業支援

ひとり親家庭の親が、よりよい収入・雇用

条件等で就労することにより、経済的な自立が図られるようにするため、就業支援を行うことは、非常に重要であり、

- ・就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービス等を提供する「母子家庭等就業・自立支援センター事業」、
 - ・地方公共団体が指定する就職に結び付きやすい教育訓練講座を受講した際に、受講料の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」、
 - ・看護師、保育士等、就職に有利となる資格を取得するために、養成機関在学中の生活費の負担を軽減する「高等職業訓練促進給付金等事業」、
 - ・高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」、
 - ・ひとり親家庭の親やその子供の学び直しを支援することでより良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した就業につなげていく「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」、
 - ・個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細かな生活支援や就業支援等を行う「母子・父子自立支援プログラム策定事業」や、ハローワークと地方公共団体が締結した協定等に基づき、福祉事務所等とハローワークが連携して就労支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」、
 - ・ひとり親家庭の親を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する「特定求職者雇用開発助成金」、
- など様々な支援を実施している。

養育費の確保等

離婚したひとり親家庭等にとって養育費の確保は重要であることから、2002年の「母子及び寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)¹の改正により、養育費支払いの責務等を明記するとともに、養育費に関するリーフレット等を配布し扶養義務の履行を確保するための広報を実施している。また、「民事執行法」(昭和54年法律第4号)の改正による強制執行手続の改善が図られてきたところである。

2007年度より、地方公共団体が設置する母子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門相談員を配置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供を行うこととともに、国においては養育費相談支援センターを設置し、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた困難事例等への対応や、養育費専門相談員等地域で養育費相談に従事している人を対象とする研修、ホームページ等による情報提供を実施している。

2011年6月に「民法」(明治29年法律第89号)が改正され(2012年4月1日施行)、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、養育費の分担と親子の面会交流が明示された。面会交流は子の健全な成長を確保する上で有意義であるなどの観点から、面会交流の実現を支援していく必要がある。このため、2012年度から、「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニューとして、取り決めのある面会交流の円滑な実施に向けた支援(相談、日程調整、付添い等)を行う事業を実施し、面会交流に関する相談支援体制の充実も図っている。

また、2015年12月に子どもの貧困対策会議において決定された「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」等を踏まえ、〈1〉養育費に関する法的な知識を分かりやすく解説したパンフレット等を離婚届用紙と同時に配布する取組を行うとともに、〈2〉

1 現在は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」という。

2019年の民事執行法の改正により、債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするために、現行の財産開示手続の申立権者の範囲を拡大し、債務者の不出頭等に対する罰則を強化するとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続を新設した。この改正法は、養育費の履行確保に資するものといえ、一部の例外を除き、2020年4月1日から施行されている。

加えて、2016年度より、母子家庭等就業・自立支援事業において、弁護士による養育費等の相談を実施している。

さらに、2019年度より、養育費や面会交流の取り決めを促進する観点から、離婚協議の前後から、父母が子供の福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行う、離婚前後親支援モデル事業を実施している。

経済的支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給するほか、ひとり親家庭等の生活や子供の就学に必要な資金等について貸付けを行う「母子父子寡婦福祉資金貸付金」の貸付けを行っている。2010年の「児童扶養手当法の一部を改正する法律」（平成22年法律第40号）においては、児童扶養手当の支給対象を父子家庭の父にも拡大し（2010年8月）、生活保護の母子加算についても引き続き支給した。また、2014年の「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第28号）により、新たに父子家庭を対象とした福祉資金貸付制度を創設し、2018年には、ひとり親家庭の子供が大学院に就学するために必要な経費の貸付けに係る資金（修学資金及び就学支度資金）を創設した。さらに、児童扶養手当の支払回数について、2019年11月から、従来の年3回から年6回に増やした。

加えて、2019年には、母子父子寡婦福祉資金貸付金における就学支度資金のうち職業能力開発大学校などの修業施設に就学する際の貸付限度額の引上げや修業資金の償還期間の見直しを図った。

さらに、2020年には、母子父子寡婦福祉資金貸付金における修学資金等の対象経費を拡充するとともに、貸付限度額を引き上げることとした。

（児童虐待の防止、社会的養護の充実）

児童虐待防止に向けた普及啓発

2004年から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図っている。厚生労働省では、月間中、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施している。2019年度は、「189（いち

第2-2-7図 「児童虐待防止推進月間」啓発用ポスター



資料：厚生労働省資料

はやく) ちいさな命に 待ったなし」を月間標語として決定し、広報用ポスター、リーフレット等に掲載して配布したほか、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in とっとり」の開催(11月16、17日)、政府広報の活用等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。(第2-2-7図) 加えて、民間団体(認定特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク)が中心となって実施している「オレンジボン運動」を後援している。また、文部科学省では、2019年度の月間に合わせて、全国の家庭・学校・地域の関係者に向けて、文部科学大臣メッセージ「児童虐待の根絶に向けて～地域全体で子供たちを見守り育てるために～」を発信するなど、児童虐待の防止に向けた周知・啓発を行った。

さらに、厚生労働省では、児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時などにためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」を運用している。児童相談所につながるまでの時間短縮を進めるため、2016年4月に音声ガイダンスの短縮や、2018年2月に携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの改善を進めてきたが、2019年12月より「児童相談所全国共通ダイヤル」を「児童相談所虐待対応ダイヤル」と名称を変更し、相談については「児童相談所相談専用ダイヤル」を開設した。「児童相談所虐待対応ダイヤル」については、通話料の無料化を行い、利便性の向上を図った。

児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応

・児童虐待の現状と児童虐待防止対策

児童虐待への対応については、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)及び「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)の累次の改正や「民法」(明治29年法律第89号)

などの改正により、制度的な充実が図られてきた。一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、2018年度には児童虐待防止法制定直前の約14倍に当たる、15万9,838件となっている。子供の生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。(第2-2-8図)

上記のように、児童虐待相談対応件数の増加や、東京都目黒区で発生した児童虐待事案等を受けて、2018年6月15日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」を開催し、安倍総理から、子供の命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることについて指示があった。

この指示を受け、対応策を検討し、同年7月20日に同関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定した。同対策においては、転居した場合の児童相談所における引継ぎルールを見直し・徹底すること、「児童相談所強化プラン」を前倒して見直すこと等としているほか、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子供の受け皿確保などを講じることとしている。母子保健分野においても、児童虐待の発生子防・早期発見のための取組について整理を行い、同月に通知を発出した。

さらに、同対策に基づき、同年12月18日に、児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)を決定し、児童相談所及び市町村の体制強化に向けて、2022年度までに、児童福祉司を約2,000人増加させることや市区町村子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置すること等としている。

また、2019年2月には、千葉県野田市で発生した事案を受けて、関係閣僚会議を開催し、通告元の秘匿や関係機関の連携等に関する新ルールを設置することを内容とする「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対

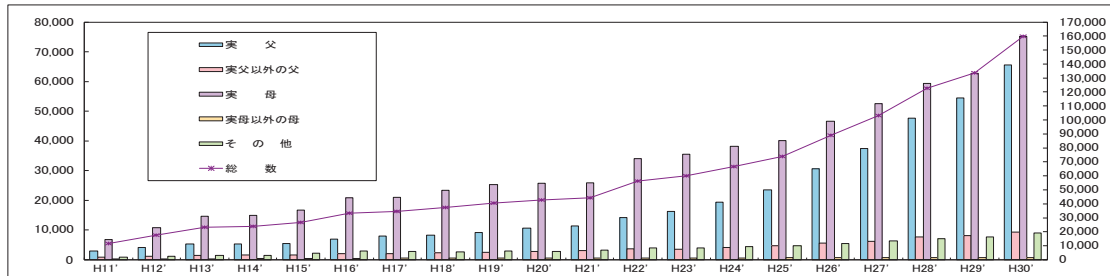
第2-2-8図 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移及び主たる虐待者の内訳

○ 平成30年度は、実母が47.0%と最も多く、次いで実父が41.0%となっている。

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	総数
平成11年度	2,908(25.0%)	815(7.0%)	6,750(58.0%)	269(2.3%)	889(7.7%)	11,631(100.0%)
平成12年度	4,205(23.7%)	1,194(6.7%)	10,833(61.1%)	311(1.8%)	1,182(6.7%)	17,725(100.0%)
平成13年度	5,260(22.6%)	1,491(6.4%)	14,692(63.1%)	336(1.5%)	1,495(6.4%)	23,274(100.0%)
平成14年度	5,329(22.5%)	1,597(6.7%)	15,014(63.2%)	369(1.6%)	1,429(6.0%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,527(20.8%)	1,645(6.2%)	16,702(62.8%)	471(1.8%)	2,224(8.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,969(20.9%)	2,130(6.4%)	20,864(62.4%)	499(1.5%)	2,946(8.8%)	33,408(100.0%)
平成17年度	7,976(23.1%)	2,093(6.1%)	21,074(61.1%)	591(1.7%)	2,738(7.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	8,220(22.0%)	2,414(6.5%)	23,442(62.8%)	655(1.8%)	2,592(6.9%)	37,323(100.0%)
平成19年度	9,203(22.6%)	2,569(6.3%)	25,359(62.4%)	583(1.4%)	2,925(7.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	10,632(24.9%)	2,823(6.6%)	25,807(60.5%)	539(1.3%)	2,863(6.7%)	42,664(100.0%)
平成21年度	11,427(25.8%)	3,108(7.0%)	25,857(58.5%)	576(1.3%)	3,243(7.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	14,140(25.1%)	3,627(6.4%)	34,060(60.4%)	616(1.1%)	3,941(7.0%)	56,384(100.0%)
平成23年度	16,273(27.2%)	3,619(6.0%)	35,494(59.2%)	587(1.0%)	3,946(6.6%)	59,919(100.0%)
平成24年度	19,311(29.0%)	4,140(6.2%)	38,224(57.3%)	549(0.8%)	4,479(6.7%)	66,701(100.0%)
平成25年度	23,558(31.9%)	4,727(6.4%)	40,095(54.3%)	661(0.9%)	4,761(6.5%)	73,802(100.0%)
平成26年度	30,646(34.5%)	5,573(6.3%)	46,824(52.4%)	674(0.8%)	5,414(6.1%)	88,931(100.0%)
平成27年度	37,486(36.3%)	6,230(6.0%)	52,506(50.8%)	718(0.7%)	6,346(6.1%)	103,286(100.0%)
平成28年度	47,724(38.9%)	7,629(6.2%)	59,401(48.5%)	739(0.6%)	7,082(5.8%)	122,575(100.0%)
平成29年度	54,425(40.7%)	8,175(6.1%)	62,779(46.9%)	754(0.6%)	7,645(5.7%)	133,778(100.0%)
平成30年度	65,525(41.0%)	9,274(5.8%)	75,177(47.0%)	797(0.5%)	9,065(5.7%)	159,838(100.0%)

* その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。

* 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値



資料：厚生労働省資料

策」の更なる徹底・強化について」を決定した。

同年3月には、関係閣僚会議において、児童虐待の発生予防・早期発見や児童虐待発生時の迅速・的確な対応等を強化することを内容とする「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定し、あわせて「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」を2019年通常国会（第198回国会）に提出した。同法案は、国会での審議を経て、同年6月に可決・成立された。

今後、これらの対策に基づき、財政的な措置が必要なものについては、引き続き地方交付税措置を含め予算編成過程において検討するとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じていくこととしている。

・児童福祉法及び児童虐待防止法の改正について

児童虐待防止対策の強化を図るため、2019年3月に、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」を2019年通常国会（第198回国会）に提出し、同法案は同年6月に可決・成立された。この改正法では、主に以下の内容が定められている（第2-2-9図）

- ・児童の権利擁護として、親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこと。
- ・児童相談所の体制強化として、都道府県は一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずること。
- ・児童相談所の設置促進として、児童相談所の設置に関する参酌基準を定めること、中